

第 1 2 回統計委員会・第 1 4 回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 8 月 20 日（水）14：00～16：10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、
廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、
総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働
省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政
策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局
環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務
局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室
参事官

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 総務大臣からの諮問第 8 号の答申「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施され
る経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」
- (2) 「基本計画」に関する答申及び中間報告の取りまとめに向けた今後の審議について
- (3) その他

5 議事録

竹内委員長 時間が過ぎましたので、まだこれからお見えになる方がいると思いますが、
ただいまから「第 12 回統計委員会・第 14 回基本計画部会合同会議」を開催いたします。

本日は、大守委員、吉川委員が所用のため御欠席であります。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から御紹介願います。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。議事次第をごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

資料1は「諮問第8号の答申『経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について』（案）」です。

資料2は「『基本計画』に関する答申及び中間報告の取りまとめに向けた今後の審議日程について（案）」です。

資料3～6までは、これまでワーキンググループで御審議いただいた内容の報告書の概要で、報告書自体は別途お配りさせていただいております。

資料7は「『基本計画』に関する答申及び中間報告の構成等について（素案）」です。

それから、参考資料1～7まで、ごらんのような形で資料をお配りさせていただいております。

なお、地方分権改革推進委員会の中間報告も、参考資料2といたしましてお配りしております。統計委員会に関する記述が今回、中間報告に出ておりましたものですから、その部分だけ抜き出して御参考のためにお配りしております。

以上です。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

最初の議題は「総務大臣からの諮問第8号の答申『経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について』」でありまして、企業統計部会的美添部会長から御報告いただきます。

美添委員 お手元に資料1が配付されていると思います。これには、答申と、後ろの方に第7回の企業部会結果概要がございます。答申の中に含まれているので、議事概要には触れないのが普通かもしれませんが、議論の残っている点がありましたので、まず、第7回の企業部会の議事概要について説明させていただきます。

7月25日に開催された部会では、第6回の部会審議において積み残しがあつた審議事項として、産業分類の格付にかかわる調査票の設計、特に第4欄の「事業所の事業の種類・業態」についての議論をいたしました。答申案に関わる点についての議論は、答申案文の説明の中に織り込んで御説明します。

調査票の第4欄の設計ですが、結論としては原案を見直した上で実施することといたしました。なぜそのようになったか説明いたします。産業分類格付にかかわる設計について、昨年11月に改定された日本標準産業分類の一般原則では付加価値を用いることにされて、調査設計上は、付加価値概念は報告者には直接にはわからないため、代替的な指標として、従業者数、収入額、または販売額を使うとしています。實際上、調査客体において混乱なく調査票への記入ができるか、調査票の設計をめぐって議論しました。

初めに、この7月に実施した「経済センサス - 基礎調査にかかる試験調査」の報告が調査実施者からありました。今回の試験調査においては、複数の事業を行っていない規模の

小さい事業所が調査客体の多数を占めているため、調査実施に当たって、従業者数で記入が難しいという声は聞いていないということでした。

しかし、調査員から、規模が大きい事業所においては、従業者数で主な事業を判断することは難しいのではないかと指摘がありました。また、従業者数では混乱を招くのは当然ではないかと指摘が専門委員からありました。例えば、研究開発の分野と生産の分野では1人当たりの付加価値額が違うわけですから、従業者数で判断すると、付加価値が最大の分野を答えられるかどうか分からないという指摘でした。

付加価値を従業者数で把握するのは、調査客体においては理解が難しいということから、多数意見は従来の事業所・企業統計調査における質問の仕方と同じですが、案2の「収入額または販売額による」ということです。この案2でも問題は含んでいますが、案1で危険を犯すよりは実態に近い情報が把握できると考えました。

従来から問題とされていた、収入額の点によっては製造業か卸売業かの分類が適切に行われない危険性があるという問題については、調査票4の(4)欄に事業の業態という欄がありますが、ここについて、従来の事業所・企業統計調査と設計を変え、適切に設計することによって対応が可能であろうという意見に集約できました。

次に、答申案文についてですが、これは何分ぐらいいただけますか。

竹内委員長 全体として、皆さんの議論も含めて20分で終わりたいので、説明は余り長くないようにお願いします。

美添委員 では、答申案文をごらんください。経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス・基礎調査の計画の承認等については、5月12日開催の統計委員会において諮問され、企業統計部会に審議が付託されました。その内容としては、実施にかかわる実際上の問題に限定された諮問でしたので、その点に絞って答申案をとりまとめました。この統計は大変重要ですので、従来の事業所・企業統計調査との関連、更に今後の経済センサスの在り方も審議の過程では議論されました。しかし、諮問の趣旨に沿って答申をまとめてあります。その点、最初に申し上げておきます。

経済センサスは、「統計行政の新たな展開方向」において、その創設が打ち出されたもので、また、「骨太の方針2005」に盛り込まれて、政府の重要な施策の1つに位置づけられていることは御承知のことと思います。

経済センサスは、平成21年に事業所の把握に重点を置いて実施する基礎調査と、平成23年に経理項目の把握に重点を置いて実施する活動調査の2つで構成されます。今回諮問された21年に実施する基礎調査は、23年に実施する活動調査のための準備調査名簿を作成する、これが重要な目的になっているわけです。

今回の諮問案件ですが、経済構造統計の指定、平成21年に実施される経済センサス・基礎調査の計画の承認、事業所・企業統計調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更、以上の4つから成っております。

答申案の構成は、「1 指定及び承認の適否とその理由等」、「2 今後の課題」となっ

ております。

1では、まず(1)で今回の諮問案件に対する適否を記し(2)でその判断理由及び承認等において留意すべき事項を記載するという従来からの構成にしております。

「(1)適否」では、経済構造統計を指定すること並びに経済センサス - 基礎調査の計画、事業所・企業統計調査の中止及び商業統計調査の実施時期の変更を承認することは妥当としております。

判断理由は以下(2)の要点に絞ります。「経済構造統計の指定について」の前段では、幾つかの点を指摘しています。

まず1番目に、既存の大規模調査の結果を統合しても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない。

2番目に、いわゆるS O H Oなど、調査員調査では捕捉困難な事業所が増加していることから、行政記録情報の活用によって調査客体を的確に捕捉することが必要である。

3番目に、第三次産業に係る統計が不足し、体系的に未整備の状況にあることから、GDPを推計するための基礎統計の不足が懸念されている。

このような従来からの指摘を踏まえて、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の構造を全国及び地域的に明らかにするとともに各種統計調査の精度の向上に資するための母集団名簿の拡充を図る。この2つが目的であると記述しています。

後段では、これまで、この問題についての同様な会議があったわけですが、そこでなされた政府の決定が目指した包括的な産業構造統計の整備に加えて、統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を通じて、事業所及び企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するとともに、経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計と位置づけられることを確認しております。

また、国民生活にとって重要であり、かつ国の基本政策決定の基準として必要な統計体系に属すべき統計と認められることから、指定統計として指定することは妥当であると認めております。

次に「基礎調査の承認について」ですが、初めに基礎調査の目的・役割について、経済センサスに関する政府部内の従来会議における指摘事項に対応したものになっているか、この観点から記述しています。

基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査することにより、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域的に明らかにすることを目的としており、指摘への対応として妥当と認められると結論しております。

「(イ)調査事項」では2つの事項があります。まず、「調査事項全般」については省略させていただいてよろしいでしょうか。結論として妥当と認めております。

問題は「調査票『4 事業所の事業の種類・業態』欄の設計について」ですが、これは先ほど部会報告に絡めて申し上げましたように、格付情報が得られる設計であり、かつ

實際上、調査が円滑に行うことができるかという点に関して議論をしました。細かいことは書いてありますので省略しますが、原案では標準産業分類の一般原則に沿った設計ですが、試験調査の実施状況から見て、まだ新たな調査方法を導入するだけの確信が十分得られないこと、更に、先ほど説明した案2によっても、適切な調査票の設計をすることによって、従来指摘されていた問題を回避することができることが確認できたことから、付加価値を反映させるための設計について、変更すると結論しました。ただし、将来的には、原則に沿った把握ができるように工夫することが必要であるとしております。

「(ウ)調査方法」ですが、まず「本社等一括調査等」については、従来から捕捉が難しかった事業所等を名簿情報から把握するという点で、これは高く評価いたしました。ただ、注意点として、本社等で記入担当者が事業所の概念につき明確な理解ができるように記入の手引を充実することを依頼しています。

として「行政記録情報の活用」についても触れております。今回、このような本社調査が可能になる背景として、商業・法人登記情報が利用可能になったということですが、この情報だけでは、本社所在地に実在しない場合がある。所在地情報としても、前回もここで報告しましたが、建物が記載されていない、あるいは建物があっても部屋番号が記載されていない等、調査上必ずしも十分な情報とは言えないことから、将来的に利用できる行政記録については、更にその範囲を広げる努力が必要であるという結論になっております。

「集計事項」については、基本的に妥当であるとしておりますので、省略いたします。

次に「ウ 事業所・企業統計調査の中止」です。基礎調査の実施に伴って事業所・企業統計調査を中止する計画です。これまでの事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割は今回の基礎調査に引き継がれる。それに加えて、行政記録情報の活用によって従来とらえ切れなかった事業所を捕捉する可能性が飛躍的に高まったため、母集団情報として捕捉率の高い名簿情報の提供が可能になること、基礎調査に本社等一括調査を導入することで、本所・支所の関係が従来に比べて漏れなく把握できるため、より充実した企業情報の提供が可能になるなど、利点が幾つも挙げられたことから、事業所・企業統計調査を中止することは妥当であると判断しております。

次に「エ 商業統計調査の実施時期の変更」では、経済産業省は、平成21年に実施を予定していた商業統計調査、これは簡易調査ですが、これを中止して、現在の商業統計調査で調査している事項については、2年後の平成23年に実施される予定の活動調査において把握すると計画しております。

基礎調査を実施することにより、商業統計調査の調査対象である卸売・小売業の事業所の捕捉率は従来に比べても高まることが期待される。更に、経理項目の把握に重点を置いた活動調査を実施することで、商業統計調査の簡易調査に比べ、充実した精度の高い情報が得られることが見込まれます。もう一つ、商業統計調査の簡易調査で調査している経理項目は、商品販売額のみであることから、この調査の結果を用いて作成している加工統計

への影響は小さいと考えられます。

以上のことから、商業統計調査の実施時期を変更することは妥当であると結論しました。

最後に「今後の課題」として、基礎調査の今後の在り方について検討が必要といたしました。基礎調査の目的の1つに母集団情報の整備があるわけですが、この母集団情報の整備については、行政記録情報の活用に係る基本計画部会において検討がなされていることから、その検討を踏まえ、その効率的な整備方法について、事業所母集団データベース等、母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討することが必要であるとしております。

以上が答申案の内容になっております。

更に付言しますと、今回の基礎調査は各種統計調査の精度向上に資する母集団情報として、行政記録情報の活用等により十分な整備をすることにしました。このことからわかるように、平成23年に実施する予定の活動調査は勿論、今後の政府の経済統計の中核となる重要な基礎調査と位置づけられています。したがって、今後ともこの調査については統計委員会においても注視していくべきものと考えております。

今回の答申は、調査の実施という限定された範囲でありましたが、基礎調査の実施に当たって、政府が一体となって周到な準備をするとともに、事業所や企業及び国民に対して広く理解を得ることが調査結果の精度向上に資する上で必要不可欠であることを強調しておきたいと思っております。

報告は以上です。

竹内委員長 それでは、何か御質問、御意見ございますか。内容については今までも何回か中間報告いただいているわけでありまして、御質問がなければ、この原案どおりに本委員会の答申として大臣に提出してよろしいでしょうか。もし御異議がなければ、そのようにさせていただきます。

(委員等からの異議なし)

それでは、御異議がないものと認めます。美添部会長を始め、企業統計部会の皆さんにおかれましては、いろいろ御審議いただきましてどうもありがとうございました。

今の部会長報告にもありましたけれども、この経済センサスは21年部分と23年部分となっているわけですが、今、審議した部分は21年の基礎調査の部分です。23年のセンサスに対する基礎調査であると同時に、これ自体も母集団情報の整備という意味でも非常に重要な調査でありますので、それについて、各方面の御努力及び一般の国民の方々、あるいは企業の御協力もお願いしたいということでありまして、委員長談話を発表させていただくことにしたいと思います。文案は皆様の席上に配布しております。特に何かありましたら、御意見をいただいても結構ですけれども、これを発表することをご了承いただきたいと思っております。

次に先週15日に国民経済計算部会が開催されました審議概要も、本来なら部会長から御

報告いただくはずですが、部会長である吉川委員と部会長代理の大守委員が2人とも今日は所用で御欠席でありますので、担当室長の中島さんの方から簡単に御紹介いただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 今回の国民経済計算部会は2回目でありまして、開かれた経緯という点で申し上げますと、SNA（国民経済計算）に関して、そろそろ作成基準に関する諮問が統計委員会に出されるということもあり、その準備と、第2ワーキンググループでSNA、QE及び加工に関してかなり重点的な議論がされたものですから、その報告書もでき上がったのでその報告という2つの意味において開かれたということになります。

議題は主に3つありまして、第1の議題は「今後の国民経済計算の検討について」ということで、内閣府から説明がありました。更に、第2ワーキンググループ報告書についても説明があって、特にその中で、金融仲介取引をどのようにGDPの中に組み込んでいくかというFISIMの導入に関して、国際動向に合わせて検討を行うべきという意見と、問題が多くFISIMの導入は慎重にすべきという意見がありました。

議題2として「作成基準の検討について」ということで、内閣府から作成基準の検討についての説明があり、それに対して委員からは、国際基準への対応が基礎統計の不備によりなされていない項目が多いという意見。また、国民経済計算には統計体系の不足をチェックする機能があるので、加工統計としての受身の立場でなく、統計体系を整備する役割を担う気持ちを持つことが必要という意見がありました。

議題3に関しましては、第2ワーキンググループの中でも議論の対象になったものがありますけれども、平成23年に実施される予定の経済センサスがGDP確報に与える影響についてということで、内閣府から平成23年に実施される経済センサスに伴う工業統計調査の実施時期変更の影響については、工業統計調査相当の結果が利用できない場合には確報推計は困難であるという旨の検討状況の説明がありました。これに対しては、工業統計調査結果を待って確報を公表すれば良いのではないかという意見や、政府経済見通しや予算編成の基礎資料なのだから確報が遅れるのは問題が大きいのではないかという意見、経済センサスを6-7月に実施するのは適時性の観点から基礎統計としても問題があるのではないかという意見、恒常的に工業統計調査が半年遅れるのは問題があるのではないか、生産動態統計調査は速報で利用すべきであり、年次推計では利用すべきではないのではないか、23年の経済センサス-活動調査は基礎統計と加工統計の連携という意味での試金石になるものであるという意見などがありました。

委員の中からのいろんな意見が出たものですから、部会長からはこれらを踏まえた上で、特に議事概要の最後にあります23年の経済センサス-活動調査によるSNA確報への影響という点に関しては、部会での委員等の発言を受けて内閣府、総務省及び経済産業省を始めとする関係府省がこの問題を更に検討し、次回部会において報告していただきたいという発言をされています。

この問題は、ただ単にSNAの内容に関する影響という問題にとどまらず、広く考えてみれば、一次統計と加工統計の連携という、現在、ここで審議していただいている基本計画の大きなテーマの1つにかかわるものだと考えられますので、国民経済計算部会に対して、今、まさに問題になっているSNA精度の維持・向上の観点から、平成23年経済センサスによるSNA確報への影響及びそれに対する対応方策について検討をお願いします。つまり、各府省で検討し報告していただきたいということですので、その報告をまず国民経済計算部会にさせていただいて、かなり専門の先生もお集まりですから、その御意見もいただいた上で、こちらの基本計画部会の方に、更にその報告を部会長からしていただくというような形にしてはどうかと考えておりますが、これを御提案させていただきたいと思えます。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

この中で、議題1、議題2は、国民経済計算部会でいろいろ御議論があったことですので、御質問や御意見がありましたら勿論結構ですけれども、議題3は純粋に国民経済計算部会の中だけの問題でないところがいろいろありますので、この問題については、今、室長から御報告ありましたように、改めて検討していただいて、また議論することにしたいという御提案であります。

今、室長が言われたことですが、部会の審査の結果ということですから、その報告は、基本計画部会ではなくて、統計委員会の方にさせていただければ良いのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

内閣府統計委員会担当室長 私はどちらでも構いません。皆さんの御意見に従おうと思えます。ただ、ここで基本計画部会と申しましたのは、基本計画を策定する中身で、まさに一次統計と加工統計の連携ということが書いてありますので、あくまで基本計画との整合性という観点から、この確報への影響についての報告を受け止めたいという意図で、特に基本計画部会でということをお願いしたということでありまして、実質的には基本計画部会と統計委員会は参加されているメンバーの方も一緒ですので、事務局としてはどちらでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

竹内委員長 私がそんなことを申し上げたのは、部会の審議経過はすべて委員会に報告をいただくという形になっていて、基本計画部会もある意味では部会の1つですから、部会から部会へ報告するのも少し変な気がするもので、そこは委員会の方がいいのではないかなと思っただけです。内容的に、手続がそう違うわけではありませんが。

議題3についてどういう内容か、これまでの話をお聞きになっていない方は、今、この場ではすぐにはお分かりにならないかもしれませんが、現在、どういう問題があるかという話は、この後の懇談会の場で詳しく御報告いただくことにしたいと思っておりますので、今は、簡単な御質問がございましたら、いただきたいと思えます。

内閣府統計委員会担当室長 事務局から補足ですけれども、今回の23年センサスの確報

への影響、また、その問題をどう国民経済計算部なり、一次統計サイドで処理するかということに関する結論は、実は行政サイドでもまだきちんと出ていない状況でありまして、そういう状況でいろいろ御意見を伺うことも、行政サイドとしてある程度結論が出た上でないと難しいのではないかと考えています。まずは統計作成部局の方できちんとした対応策を考えていただいた上で、その報告をしていただく。これを早急に進めていただくというよう吉川部会長からもそういう御意見もあったので、統計委員会の場で各府省がしっかりとこの問題に関する解決策を見出すことを御承認いただければと考えております。

竹内委員長 黒田さん、どうぞ。

黒田臨時委員 1点だけ確認をさせていただきます。これからの議論として、今の室長や委員長の御提案に全く賛成ですけれども、お願いしたいのは、各省庁の検討による調整ということではなくて、実際に経済センサスが遅れることによって確報にどのような問題が出てくるのかということ、エビデンスを積み上げるという形で議論をしていった方がいいだろうと思うのです。そういう形のものをしていただいて、それを国民経済計算部会に報告する。吉川さんの案では次回の部会に報告していただくことになっているわけですが、そこで議論いただいて、かつ、それを基本計画部会なり統計委員会全体にまた御報告いただくというステップで検討いただきたい。何となくエビデンスのないまま決められることは、統計委員会として本来のやるべき趣旨に反することになりますので、それは是非お願いをしたいと思います。

竹内委員長 勿論、具体的にどういうことになるかということ、十分検討していただいて、その報告をいただいてから結論を出すというか、統計委員会としての態度は決めようと思います。

ただ、今、室長が言われたように、統計委員会自体がこれに関して具体的な手続で、どうやったらいいということを決める権限もないし、決めても実際にやっていただくところにそれを命令する権限もないわけですから、それは実施部局の方で十分検討していただいて、こういうことが可能だ、こういうようにやっていきたい、という方針を決めていただいて、それによってどういうことが起こるかということについては十分エビデンスをいただいて、それについて、統計委員会の意見もいろいろと述べるということになると思います。ただ、具体的なことについて、検討結果が上がってくるまで待っているのもよろしくないわけですから、そういう意味では懇談会で委員の皆様方に現在の段階における情報をお伝えをしたいと思います。

どうぞ。

総務省統計局 この国民経済計算部会での議論は、私も大変重要なポイントを挙げておられると思いますので、私も統計調査を実施する部局として積極的に議論に参画してまいりたいと考えております。

経済センサスは大変難しい調査ですので、そういう議論をきちんと尽くした上でやる必要があるということ、十分理解をしておりますので、そういう議論をした上で、そ

の結果を国民経済計算部会に報告するようにしたいと思います。

ただ、ここで関係の委員の方々にも御理解いただきたいのは、国民経済計算部会の方はどちらかというとな S N A の推計を中心として担当される部会ですので、経済センサスの実施自体は、それに対して行政的にも詰めなければいけない課題があります。先ほど中島室長がおっしゃったとおり、そちらの方も相当な議論をした上で、かみ合わせていけないと聞いておられます。

国民経済計算部会の方で経済センサスの方向性を結論づけられますと、なかなか行政的に身動きが取れないことにもなるかと思っておりますので、まずは先ほど黒田先生がおっしゃったような、S N A の推計におけるどんな問題があるのかというエビデンスを積み上げるところを中心に、そちらの部会ではお願いできたらと思っております。

もう一点、この関連でのお願いですが、23年の経済センサスは先のように見えながらも、時間的には相当タイトなスケジュールで動いておりますので、ずっと検討を重ねておられますと、センサス自体が実行できなくなるということもごさいます。例えば、年内ぐらいに時間を区切って結論を出していくようなことをしなければいけないと思っております。その点も御検討の上で念頭に置いていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

竹内委員長 この件はとりあえずよろしゅうございませうか。

それでは、次の議題に入ります。既に基本計画の諮問がされ、いろいろな検討を行ってきたわけでありまして、4つのワーキンググループにおいてそれぞれ御審議をいただき、非常に集中的に熱心な御議論をいただきました。その結果、本日ここにありますような大変立派なワーキンググループの報告書がまとまったわけです。その内容に関しては後ほど御報告いただきます。

そこで、このワーキンググループの報告書に基づいて、基本計画に関する答申をどのようにまとめていくかということになるわけでありまして、その中間報告及び答申の最終案をまとめていくまでの審議日程等について、まず御相談申し上げたいと思っております。この関係で事務局より資料を用意しておりますので、その御説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、資料2をごらんいただきたいと思っております。

資料2は今後の日程が書いてありまして、今日の統計委員会・基本計画部会合同会議が12回、第13回統計委員会・第15回基本計画部会合同会議が9月8日、16回基本計画部会が19日、17回基本計画部会が10月6日、第14回統計委員会・第18回基本計画部会合同会議が10月20日、そこで中間報告が決定ということでして、今日を含めてあと5回です。

それぞれの委員会及び部会で決めていかなければいけないことがあります。今日は、後でお話ししますが、中間報告答申の構成、どのような目次でいって、どのような論点を含むべきかという構成について、皆さんの御意見をいただいてコンセンサスを得たいと思っております。

次回の9月8日までに、事務局の方でそれに基づいて中間報告のスケルトンをつくる。

これは、各ワーキンググループで作成いただきました報告書に挙げられているいろいろなテーマを、中間報告の構成の中にはめ込んでいくことによってスケルトン案をつくりたい。それを案としてお示しして、それに関する御意見をいただいて合意を得ることが9月8日に行うことではないか。そのときに、今度は公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針、これは基本計画のかなり重要な部分でありまして、この基本計画がどのような意味を持っているかということを中心に強調して書くという部分になりますので、これに関していろいろ御意見をいただいて、コンセンサスを得るということになります。

この9月8日の議論を踏まえた上で、我々の方で中間報告の案をつくって、9月19日にお示しする。その案に関する審議が19日と10月6日の2回。10月20日は審議というよりはむしろ中間報告の決定、総務大臣への報告、とこういうことになります。

その後、今度はパブリックコメント、併せまして各省の御意見も伺いながら、中間報告を答申に向けて更に議論を重ねていくということになります。パブリックコメント、各府省協議の結果を踏まえて答申のとりまとめを行っていく。その審議が11月10日と12月8日にされまして、12月22日に晴れて答申の決定、総務大臣への報告と、こういう流れでまいりたい。ですから、年内に答申を行うというかねてからの予定にしがいまして、このようなスケジュールを考えてあります。

簡単ですけれども、以上です。

竹内委員長 それでは、基本計画の決定までの手順のことですが、これについて何か御質問、御意見ございますか。

基本的なところは、とにかく12月末までに答申をまとめて報告し、来年の3月に閣議決定が行われるということがタイムリミットではないかということでありまして。それを決める前にパブリックコメントを求める必要がありますし、各府省からの御意見による府省間協議という問題もありますので、そういうものも最終案には反映して最後の答申案をつくる形にする。そうしますと、統計委員会、あるいは基本計画部会としての答申の第一次案は10月20日までに提案することになるわけです。これについて何か御意見ございますか。

もしなければ、このような形でやらせていただくことにしたいと思います。

続きまして、先ほど申し上げましたようにワーキンググループの報告書がまとまりました。机の上にあると思いますが大変立派なものが4つできました。これはこれで大変良いものができたのですが、これをそのまま綴じて答申するわけにはいかないの、それをどうまとめるかが次の問題です。それぞれについて十分時間をかけて御報告いただいたら、明日の朝までかかっても足りないと思います。内容についてはこれまでも何回も報告いただいておりますので、資料3、4、5、6と各グループの報告書の概要がありますので、それに基づいて、あるいはそれを更に簡略化してということになるのでしょうか、各ワーキンググループの座長の方から、それぞれ5分ずつでお願いいたします。

では、第1ワーキンググループからお願いいたします。

美添委員 資料3ですが、第1ワーキンググループの課題は と です。

「 公的統計整備の考え方（共通的枠組・基準関係）」の「 1 統計ニーズの把握方法」につきましては、基本的に政府統計の総合窓口を活用して、幅広く情報を把握して、各府省と情報を共有することにしております。

「 2 基幹統計の指定等の基準の明確化」については何度もこの場で報告しましたので省略しますが、例示として以下のようなものを掲げております。

「 3 統計の評価、統計作成方法の見直し・効率化の考え方」ですが、IMFなどでも品質に関する評価がありますので、これに沿って自己評価のためのガイドラインを作成する。その結果を統計委員会に報告して、必要に応じて統計委員会は意見を述べる。更に、自己評価結果を承認審査等に反映して負担の軽減を実施するなどを記載しています。

「 4 統計基準の設定」に書いてありますように「日本標準産業分類」と「疾病、傷害及び死因の統計分類」は現行どおりですが、このほかに「日本標準職業分類」と「季節調整法の適用にあたっての基準」「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」について、新たに統計基準として設定することが妥当であるとしました。

「 統計リソースの確保・有効活用等」の「 1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用」につきましては、実査体制に配慮することが必要ですが、優先度を考慮した統計整備・統計実施時期等の全体調整を行うこと。それから、必要な人材の量・質のバランスに考慮した研修や人事交流の実施によって、中核的職員という概念を明確にしましたが、その確保をうたっています。

また、基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等の場を設置して基本計画を推進することを提案しています。

更に概算要求時の「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みの活用などによって、財政当局への働きかけ、更に情報提供等によって定員管理当局への必要な働きかけを実施するとしております。

緊急ニーズ等については省略しましたので、これをお読みいただきたいと思います。

「 2 実査体制（統計専任職員等）」については、地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲を精査すること。必要な見直しを実施した後で、地方統計機構の業務量を極力平準化するよう調整する。しかし、地方公共団体を經由する調査について、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査を地方公共団体が実施できるように支援する等が記載してあります。あとはお読みいただきたいと思います。

「 3 統計職員等の人材の育成・確保」では、先ほど提起された中核的職員については、可能な限り府省内において統計の利用部局と作成部局間を異動させるなど、人事育成方針を定めることを記載しています。

幾つか飛ばしますが、海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進するとともに、最後の ですが、専門職俸給表に統計専門職を追加することの可否を含めた研究を実施するなどを提案しています。

「 4 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化」という項目で、プロジェ

クト型による研究等を推進すること、また、関係学界等から、公的統計関連の研究に協力を求められた場合に対応すること、それから、統計委員会に対しては、学界等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施すること、また、各府省と学界等との連携強化を支援、有識者による研究の推進を促すこと、を記しております。

最後の「5 統計の中立性」については、統計の品質等の自己評価のガイドラインに作成過程の一層の透明化や公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等について規定をし、国民からの信頼を確保するということを主眼にしております。

5分内で終わらなかったかもしれませんが、以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第2ワーキンググループの舟岡さん、お願いします。

舟岡委員 第2ワーキンググループの報告書は、本体部分と、資料編として、各委員の方々に執筆いただいたペーパーに加えて、既存の統計について、産業分野ごとに、どのような統計が存在して、それぞれどのような調査事項を調査しているかを一覧できる形で、サービス分野とサービス分野以外に区分して「統計マップ」として示したのから構成されています。

まず、本体の報告書についてですが、大きく5つの項目についてまとめられていて、「1. 経済統計整備の考え方」、「2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」、「3. ビジネスレジスターの構築」、「4. 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備」、「5. 既存の主な統計の点検・評価」という内容となっています。

「1. 経済統計整備の考え方」については、経済統計は公共財であるという視点に立って、基本的な整備の考え方を記しています。

「2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」については、国民経済計算について、一次統計との連携を高めて精度の高い推計値を公表するためには、推計枠組みのほか、基準年次・年次・四半期の各推計について、改善のための方策について検討する必要があります。そうした視点から、「国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題」、「国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題」、「国民経済計算の年次推計に関する諸課題」、「国民経済計算の四半期推計(QE)に関する諸課題」について、それぞれ、基本的な考え方を述べて、それに対する具体的な対応を示しています。

「3. ビジネスレジスターの構築」については、母集団情報の整備を図り、そのもとで各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することによって、新たな統計の作成をも可能とするビジネスレジスターをどのように構築していくかの具体的な方策を記しています。

「4. 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備」についてですが、戦後、統計が整備されてから60年経って経済社会が大きく変わったが、必ずしも現行の統計はそれに十分応えられるような内容になっていない。特に不足している分野について重点的に整備する必要があるとして、(1)～(4)の分野に大きく分けて、それぞれ整備の方策を記しています。

「（１）サービス活動に係る統計の整備・充実」においては、情報通信サービスに関する統計、知的財産活動に関する統計、サービス活動を適切にとらえるための視点を検討することについての提言、企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備について、その具体的な方策を記しています。

「（２）新たに整備することが必要な統計分野」においては、環境統計の対象として、いろいろな分野がありますが、まず喫緊の課題から段階的に整備することが必要であるとして、そこに示した対象について、この基本計画期間中に整備することを具体的に示しています。それから、観光に関する統計の整備の方針を示しています。

「（３）企業活動の変化等に対応した統計の整備」においては、この間、企業活動が大きく変化したことに対応して整備すべき統計として、労働統計の整備、企業のグローバル化に伴う活動をとらえる統計を指摘し、整備についての基本的な考え方と具体的な対応を記しています。

「（４）国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握」においては、財政統計とストック統計は、いずれも未整備のところが多々あるとの認識に立って、その整備の方策について、具体的に記しています。

「（５）既存の主な統計の点検・評価」については、現在ある主な統計について点検・評価しています。経済統計は各省庁で分散的に作成されていて、必ずしもその整合性が図られていないところがある。それへの対処として、限られたリソースを有効に活用しつつ、ユーザーの利便性向上を図るための方策について記しています。まず、「利用者サイドの視点に立った産業統計の業種横断的な整備」は、企業活動に係る統計、モノの生産活動に係る統計について、前者は企業活動基本調査を中心として、後者は生産動態統計の全体にわたって、の整備が必要である。

それから「基幹統計についての検討」においては、現行の指定統計で基幹統計とすべき統計、新たに基幹統計とすべき統計、将来、基幹統計に指定することを検討すべき統計、現行の指定統計で基幹統計とすべきでない統計について、検討した結果を示しています。

以上、本体の報告書の内容については、おおむね各府省の了解を得ていますが、１点だけ、通関統計を基幹統計とすべきという点については、まだ十分な御了解をいただいております。

各委員のペーパーについては、基本的なスタイルとして、それぞれの対象とする分野において、統計の現状がどうなっていて、どこに問題があるか、海外主要国における統計の整備状況、我が国が抱える課題についてどのように対処したら良いのか、そのことによって、どのような効果が期待されるかをまとめています。

以上であります。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第３ワーキンググループの阿藤さん、お願いします。

阿藤委員 それでは、第３ワーキンググループ報告書の概要をお話しします。

第3ワーキンググループは報告書のみでありまして、特に参考資料等はありません。全体の構成は、
、
、
となっておりまして、「
趣旨及び第3ワーキンググループの検討課題等」では、いわゆる経済統計以外の人口・社会統計について検討する。その際に7つの分野を設定して、以下の
と
について検討を加えるということを記しています。

「
基幹統計の候補等について」は、どういうものを人口・社会統計分野で基幹統計の候補とするかということを検討いたしました。結論にありますように、基幹統計の候補としては、従来の指定統計から17統計を選定したほか「現在推計人口」「生命表」及び「社会保障給付費」を候補として選定したということです。それ以外に幾つか集中的に検討したものがございますけれども、結果的には候補とするには至らなかったということがございます。

「
各分野における統計整備の重点的課題」が報告書の中心的な部分でございます。ただ、このテーマは非常に多岐でございますので、先ほど申し上げたような7つの分野に分けて検討いたしました。

「1 『人口・人口動態』分野における統計整備の重点的課題」で
が3つございますが、少子・高齢化の進展等に対応した統計整備ということで、行政記録の活用をもう少し図るべきである、国勢調査の改善、国際化に対応した日本在住の外国人に関する統計の整備ということが指摘されております。

「2 『家族・暮らし・居住・余暇・レジャー』分野における統計整備の重点的課題」は非常に幅広い分野ですけれども、
の1つ目では少子化、ワーク・ライフ・バランス等関連の統計整備が強く掲げられまして、少子化に直結するデータの大規模標本による把握、あるいは近年大変問題になっている女性の就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析できる統計の整備がございます。

の2つ目が地域コミュニティ活動等に関する統計整備ということで、社会生活基本調査等の見直しをするということがございます。

の3つ目が家計・個人消費に関する統計の改善ということで、家計の個計化等についての提言がございます。

の4つ目として、住宅・土地に関する統計体系の整備が掲げられております。

「3 『労働・雇用』分野における統計整備の重点的課題」では3つ
がございまして、1つは、働き方の多様化に対応した統計整備ということで、いわゆる非正規労働等が非常に増えているということで、有期雇用契約期間のより詳細な把握が必要だということなどが指摘されております。

の2番目が、労働時間の捉え方に係る改善・工夫ということで、実労働時間等のより適切な把握などが求められております。

の3つ目が雇用変動ということがございます。

「4 『福祉・社会保障』分野における統計整備の重点的課題」では大きく2つの
が
ございます。1つは、福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備ということで、従来

から公表されております「社会保障給付費」と各種国際基準に基づく統計との整合性の向上ということが指摘されております。

の2つ目は「国民生活基礎調査」の改善ということで、都道府県別表章を可能にする標本規模の拡大ということが提言されております。更に、5つの調査票の相互間のクロス分析等の充実が求められております。

「5 『医療・健康・介護』分野における統計整備の重点的課題」でございますが、1つ目は、行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減ということでございます。

の2番目として、医療費に関する統計の国際比較性の向上ということで、従来の医療費統計、国民医療費の統計以外に、もう少し国際比較できるような統計を検討すべきではないかということでございます。

「6 『教育』分野における統計整備の重点的課題」でございますが、学校教育関連統計の整備ということで、従来からございます「学校基本調査」または「学校教員統計調査」を改善する。特に最近、非常勤教員などが増えているということで、そういう点について改善していく。あるいは「学校保健統計調査」において、身体的な健康以外の心の健康といった項目についても付加すべきではないかということでございます。

の2つ目で社会教育関連統計の整備ということで、社会教育施設等の利用者サイドの情報の把握等が指摘されております。

の3番目には、教育機能の総合的な把握ということで、幾つかの項目が挙げてございます。

最後に「7 『安心・安全』分野における統計整備の重点的課題」ということで、ここは防災・防犯等の分野でございますけれども、特に「犯罪被害実態（暗数）調査」の精度向上ということで、もう少しサンプル数を拡充してはどうかということが指摘されております。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第4ワーキンググループの廣松さん、お願いします。

廣松委員 第4ワーキンググループの報告書もほかのグループと同じような形で、本論は「趣旨及び第4ワーキンググループの検討課題等」「統計の作成関係」「統計の利活用関係」と大きく3つに分かれております。その本文にプラスいたしまして、ワーキンググループに提出されました代表的な資料を資料編として付けております。

第4ワーキンググループに課せられました検討課題は、統計の作成関係として大きくは2つ、お手元の資料6にございますとおり「行政記録情報の活用」及び「民間事業者の活用の在り方」の2つでございます。

そのうち「1 行政記録情報の活用」に関しまして、上の4つはワーキンググループの場で具体的に検討したものでございます。例えば、労働保険及び雇用保険の事業所情報

を経済センサスに利用する等でございます。

それら具体的な利用だけではなくて、もう少し原則的なものとして、5つ目の にございますとおり、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無、活用の効果等について事前に調査・検討することを原則とするをいたしました。

ただ、そのためには、当然、行政記録情報の保有機関だけではなくて、国民や企業の理解と協力が必要ですので、それに関しても具体的な方策等を検討することにしております。

次に「2 民間事業者の活用の在り方」でございますが、ここでは上の2つの が基本的な考え方でございます。

まず1つが、民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野においてはそれを積極的に活用するというところでございます。これは既実績があります、例えば「郵送による実査」業務、それから「照会対応」業務等に関しては、今後も積極的に民間事業者の活用をすべきであるとしております。

ただし、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料となるものに関しましては、その可能性に関して、慎重かつ十分に検討すべきであるとしております。

それを推進するために、3つ目の にございますが「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定をすることを求めています。

「3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実」でございますが、これは従来からずっと言われてきたことではあります、なかなか実行が見えにくいというところがございます。この3では、主として広報・啓発として、統計利用をすることの有用性だとか、調査に協力しなかった場合に生じる恐れのある不都合などについて理解していただくような広報が必要だということを強調しています。

それ以外に、特に初等中等教育の指導要領が変わるといことがございますので、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充に関しても努力をすべきであるとしております。

「統計の利活用関係」でございます。ここでは大きく4つ課題がございますが、最初の柱として、いわゆる二次利用、「オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供」を取り上げています。

それに関しましては、2つ目の といたしまして、毎年度の初めに、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関して、年度計画を策定し公表すること、3番目の といたしまして、年度計画と同時に、前年度における二次利用の実績をとりまとめ、それを公表するとともに、この統計委員会に報告することを求めています。

ただ、この二次利用に関しましては、人的、予算的な制約が大変強いということがございます。したがって、下から2つ目でございますが、二次利用のニーズに適切に対応するよう、毎年度、人的、予算的なリソースの確保について最大限努力をするように記述

しております。

具体的な対応策として、平成 21 年度、来年の 4 月以降でございますが、独立行政法人統計センターが二次利用の委託の受け皿となるような体制を整備する措置が取られると聞いております。

「2 統計データ・アーカイブの整備」でございます。これ自体は新しい統計法の中に明記されているわけではございませんが、統計の利活用、特に二次利用等を推進するために大変重要なものでございますので、この報告書では、あえてこれを取り上げて記述をしております。

ただ、これは行政府だけで整備できるものではありませんので、そこにございますとおり、有識者、あるいは統計関連学会等の協力を得て、仮称でございますが、「統計データ・アーカイブ整備検討会議」を設置する、更には、総合科学技術会議や学会等に関して協力を要請していくということを考えております。

「3 政府統計共同利用システムの活用等における府省間でのデータ共有の推進」でございますが、この最適化計画自体は既に平成 18 年度から開始され、この 4 月から本格稼働しております。それを更に積極的に推進するとともに、そのフォローアップ及び最適化計画自身の見直し等に関しても考える必要があるとしております。

最後に「4 IT の利活用に関する研究開発」ということで、SNA 等の加工統計の構築プロセスなど、高度 IT 利活用によるさまざまな加工統計の作成や統計の高度な利活用のための研究開発の推進をすべきであるといいたしました。

以上、第 4 ワーキンググループの報告書でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

各ワーキンググループの座長を始め、ワーキンググループに属されました委員の皆様におかれましては 6 か月という間に随分と回数多く会合を開いていただきました。大変密度の濃い議論をしていただいて、大変立派な内容の多い報告書をつくっていただき、どうもありがとうございました。

それぞれの問題に関して抽象的な原則ではなく、具体的に何をどうするという話を、しかもそれぞれの府省の御協力もいただいて、はっきりした結論の形で出ているということは大変貴重なことだと思えます。

ただ、これを基本計画の中にどう反映させるかという問題が次にあるわけですし、これをそのまま綴じて基本計画の原案として提出するわけにいかないわけであります。そのままでは閣議決定はとてできないので、これをどのようにまとめて基本計画とするかということが次の重要なステップになるわけであります。と申しましても、内容的には、せっかくの貴重な御意見をいろんな形で生かしたいと思えますので、その生かし方も含めて、次のステップを考えていかなければならないと思えます。

そこで、事務局の用意されました資料 7 「『基本計画』に関する答申及び中間報告の構成等について（素案）」の御説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 資料7「『基本計画』に関する答申及び中間報告の構成等について（素案）」という資料をごらんいただきたいと思います。

ポイントは2つありまして1つは章立てです。章の内容は2ページ以降で詳しく御説明します。それがまず1つのポイントである。それから目次をごらんいただいて、構成等について御意見をいただき、あるいは追加すべき章立てについて御議論いただくということになります。

2番目が、今も委員長からお話があったように、ワーキンググループ報告がそのまま中間報告にはならないといいますが、それを合体して終わりというわけにはいきませんので、基本計画全体としてのポイント、メリハリ、そういうものが必要だろう。その辺りについてもスケルトンができ上がった段階で、今日でも勿論結構ですが、そういったお話もしていただいて、望ましい中間報告及び答申の形をつくっていただければと思いますので、この2つのポイントをお示ししたいと思います。

ページをめくっていただいて「WG報告を踏まえた中間報告及び答申の構成について（たたき台）」ですけれども、これは目次のようなものです。章といいますが、節は大きく4つあるのですが、まず「はじめに」がある。これは、今までの経緯を含め、イントロダクション的な内容について書くということになります。

第1は先ほど申し上げましたように、今回、基本計画を答申することになりますので、その基本的な方針をまず最初に明らかにしておくべきではないか。つまり、統計法が60年ぶりに改正され、その理念というものがここで明確化され、その理念の下でどのような計画がつけられたのかということが、ここで大きく書かれるべきである。これはまさに今回、統計委員会ができた1つの大きな目的であり、統計委員会の果たすべき使命だと思いますので、この書きぶりについては次回の統計委員会で十分議論していただければと考えています

これに関しましては後ろに参考2が付けてありまして、「過去の報告等で指摘された『考え方』、『視点』等」ということで「内閣府の経済社会統計整備推進委員会」とか「統計制度改革検討委員会」等の報告書の中に基本的な考え方に該当する部分についての記述があります。それを抜き出しまして、このように参考という形で付けておりますので、次回の議論までにお目通しいただければと思います。

次に第2節ですけれども、こちらは「公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」ということになりまして、主に第2及び第3ワーキンググループで議論された様々な統計の必要性に関する議論がここに入ってくる。

記述が想定される事項としましては、基幹統計とはどういうものなのか。それから、統計法のまさに理念にかかわる部分ですけれども、統計間の整合性、国際比較性の向上、これは基幹統計の果たすべき使命ということにもなります。更に社会的なニーズや政策的なニーズに応じた統計の整備についての記述、こういったものがここにまとまって入ってくるのかなと考えています。

次のページにまいりまして、第3は主に第1及び第4ワーキンググループの内容が入ってくると思います。「公的統計の整備を推進するために必要な事項」ということで、想定される事項としては、公的統計整備の考え方、枠組的な話、基準についての記述が入ってくる。

あとは、統計リソースの確保・有効活用という、現在、統計において非常に重要な課題です。

3番目、統計の作成面に係る事項ということで、行政記録の活用、民間事業者の活用という話がここに入ってくる。

4番目は、これも非常に重要なポイントですが、統計の利活用ということで、統計を公共財ということで広く大勢の方に使っていただくということで、オーダーメイド集計、匿名データの作成、統計データ・アーカイブの整備といった論点がここに入ってくるのではないかと考えています。

第4は、必ずしも基本計画に入るかどうかは不確定で「仮称」としてありますけれども、基本計画が実際に答申されて閣議決定した後、統計委員会として、どういう形で基本計画が進められているか、その進捗状況及びそれをどのようにして評価していくかということについて、必ずしもまだはっきりとした方向性が見えているわけではないということなので、この観点に関しても本委員会で御議論いただいて、統計委員会として、今後、基本計画が実施されていく時にどういう役割を果たしていくべきなのかということ、是非とも方向性を示していただきたいと思います。

私からは以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これについて御議論ございますか。まず1ページ目からいこうと思いますが、最初に章立てはこんなふうにとのことですが、それについていかがでしょうか。

この章立ては、基本的に第1、第2、第3は、統計法第4条に基本計画には次のことを定めるものとするという条項があるわけで、それをそのままそこに引いてあるわけです。それはそれでよろしいのではないかと思います。何か付け加えてもよろしいわけです。恐らくこれだけは入れなければいけないと思いますけれども、それ以外に入れてはいけないということではないと思います。黒田さん、どうぞ。

黒田臨時委員 全体のスケルトンは大賛成ですけれども、2点ほど確認です。

1つは、基本計画の趣旨として、これからの統計整備に関するタイムテーブルというか、タイムスケジュールみたいなものをどこかで入れる必要がないか。これをどういう形で入れるかは、入れ方はいろいろあると思いますし、余り詳細なものにして手足を縛ってしまうのも問題だと思いますけれども、何らかの形でタイムテーブルをどこかで付け加えておいた方が、これからの施策の推進には役立つのではないかと思います。

もう一点は、各部会の報告書の中で若干触れられている点もありますけれども、例えば、このスケルトンの中で経済センサスについてはどのように扱うかということです。経済セ

ンサスというものは、中間報告の中で、今後の統計体系の中で、非常に重要な位置を占めますので、経済センサスをどういう位置づけにして、どうするかということをどこかで書かなければいけないのかなと思っているのです。例えば1ページ目と言えば、第2とか第3の中で扱われると考えていいのかという質問です。

竹内委員長 タイムテーブルは多分、それぞれ具体的なテーマが出てくるところで、これについては早急にとか、何年にとということが入ってくるのだと思いますけれども、全体としてのタイムテーブルがあるのかどうか、よくわかりません。

経済センサスは、第2ワーキンググループの担当分野に属しているのではないかと思います。舟岡さん、どうですか。

舟岡委員 21年の経済センサスは既に答申がなされていて、決定していますので、基本計画から外れると思います。23年については、枠組みは決定していますが、まだ具体の案が出てきていませんので、それについて検討しようがない。枠組みは統計主管部局長等会議のもとで決定済みであり、枠組みの適否についてはワーキンググループで検討すべき範囲を超えていますので、その扱いは我々も困ったところでもあります。先ほど統計局長からの話にありましたが、まず行政部局で具体案についての詰めがかなり進まない、どうにもしようがないところかなという気はします。計画がどのようなタイムスケジュールであるのが熟知していませんが、年内ぐらいに確定するということになりますと、基本計画が来年4月以降について対処すべき内容についてですので、基本計画の対象ではなくなる。しかしながら、経済センサスをどのように位置づけるかについてはどこかに書き込んであると良いと思いますし、第2ワーキンググループの報告書の中では、「ビジネスレジスターの整備」で、経済センサスの役割を明示的に示しています。

竹内委員長 やはり経済センサスというものについての一般的な評価は何らかの形で、「大変重要なものであるから是非関係府省において協議の上できちんとしたものをやってほしい」という程度のことにして、何か言及する必要はあると思います。

ただ、多少微妙なのは、実施当局の間の交渉が進行中なので、それについて、どういう形でまとまるかということがわからない段階では、委員会としての意見も非常に言いにくいことがありますので、基本計画の最終案がまとまるまでに、そちらの方でも目鼻をつけていただけたら、何らかの形・表現で、是非入れたいと思います。

黒田さん。

黒田臨時委員 舟岡委員や委員長と私とで若干意見が違いますが、21年、23年という2回の実施が予定されている経済センサスの範囲の問題だけではなくて、将来の日本の統計体系として経済センサスが占める位置というものが非常に重要だろうと思います。だから、経済センサスによって統計体系をどのように位置づけて、その中で経済センサスをどう生かしていくかというフィロソフィカルな部分については、基本計画の中にはっきり明記しなければいけないことだろうと思います。

それを踏まえた上で、今度はタイムスケジュールや実施計画を実際にどうやるかという

議論になると思うのです。そのこと以前の問題として、基本計画のある意味では根幹になるような統計だと思いますので、その統計として、経済センサスというものを統計委員会がどのように考えているかということをはっきり言っておかないといけない。将来、フォローアップ等々が起こったときには、基本理念に戻って経済センサスそのものを議論することになると思いますので、是非お書きいただきたいと思います。

竹内委員長 黒田委員の御趣旨は私としてはよく理解できるのですが、この点について、委員の皆さんの御意見はいかがでしょう。

具体的な統計についてどうするかという具体的な案も基本計画に当然入れるべきですが、同時に、理念も入れるべきであるということは私も全く同感であります。その理念は、単に政府の統計、公的統計はこうあるべきということだけではなくて、例えば、経済センサスがどうあるべきか、国民経済計算と一次統計はもっと整合的であるべきか、これは私が思いつきで言っているのも具体的に詰めたわけではありませんけれども、ほかの統計につきましても、例えば、国勢調査は非常に基幹的なものであるから、これは是非今後も維持すべきであるとか、そういう理念について、具体的にどうするかという話の前というか、別のレベルで答申の中に入れるべきだという議論もあると思うのですが、その辺どうでしょう。

舟岡委員 2年から3年かけて経済センサスの枠組みについて検討がなされて、そこにおいて経済センサスの役割、目的が明確に述べられています。その記述が適当かどうかについて、統計委員会の場合でもう一度レビューする機会があってもいいと思いますが、経済センサスの枠組み全体を大きく変えることにつながる議論が許されるのかどうか。それはなかなか難しいだろうと判断しています。経済センサスの枠組みに記されている役割、目的にちゃんと目を通していただければ、皆さんに納得していただけるものと思います。それを繰り返して、改めて書くかどうか。

竹内委員長 つまり、理念を考えるということと、具体的なやり方についていろいろ言うということは必ずしも直結はしていないわけですから、理念について述べたら、頭ごなしに経済センサスの在り方について何か排除するというにはならないと思うのです。ですから、その目的と極めて整合的な理念を統計委員会として述べておくことは、全体としての統計の在り方に関するものとしてはいいのではないかという気がするのです。目的そのものについて実施当局の間で調整して決めたものがあればもうそれでよく、統計委員会は具体的なところだけ見ればいい、ということではないと私は思います。

内閣府統計委員会担当室長 よろしいでしょうか。先ほど申し上げましたように、まさに1ページ目に書いてあるワーキンググループ報告と中間報告の関係です。メリハリです。ですから、ワーキンググループはそれぞれ十分に議論していただきましたけれども、改めてこの委員会でメリハリを考えたときに、ここはもっと議論すべきではないかという意見が委員の方から出てくれば、当然その時点で、もっとここは強調しようとか、もっとここは議論を深めようという話になるわけです。ですから、今ここで話をするよりはメリハリ

をつける段階に議論が入ってきたときに、例えば、経済センサスに関しては第2ワーキンググループでこういう検討がされたけれども、これは不十分ではないかというような話を出していただくという形で、これは経済センサスだけではなくて、ほかにもいろいろあると思いますから、そこで処理をさせていただければと思います。

竹内委員長 黒田さん、そういうことでよろしいでしょうか。つまり、ワーキンググループのレベルだけをただまとめるという意味ではなくて、それをまとめる段階では更にもう少し広い観点や理念を入れるということでもまとめていこうということのようです。

黒田臨時委員 今、室長のおっしゃったことで私も対応していただいてよろしいと思います。経済センサスについては、過去、相当いろいろなところで議論されて枠組みが決まってきた経緯はよくわかりますけれども、それがあから経済センサスのことは全く触れなくていいというわけには多分いかなくて、経済センサスというものは経済統計の体系の中では非常に重要な位置を占めるわけですから、そのことについては、しっかりと統計委員会が位置づけをするということがまず最初の基本計画としては非常に重要だろう。そういう意味では、そこでメリハリをつけていただきたいということだと思います。

竹内委員長 資料7の素案につきまして他に何か御意見ございましたら、どうぞおっしゃってください。どうぞ。

廣松委員 2つございまして、まず、今の御議論に関しまして、資料7の1ページ目、参考1の中間報告というか、答申の最初のところに「概ね10年先を見通した統計の目指すべき姿」という言葉がありますが、経済センサスの在り方もこの中の1つと考えられます。経済センサスの形に関しては、既に今まで議論を積み重ねてきており、ある程度枠組みが存在するわけですから、在り方に関してはさらなる議論が必要だろうと思いますが、10年先を見通したときの目指すべき姿として、23年経済センサスとその後の経済統計が大変重要な位置を占めるということは当然だと考えます。

2番目は全く別の件ですが、前回のこの委員会でも少し議論になりましたし、それ以降、8月1日に地方分権改革推進委員会で中間報告が出されまして、その中に統計調査の実施に関する事務というものが項目として挙げられております。たしか資料も出していただいたと思います。

竹内委員長 参考2としてあります。

廣松委員 その中で一番関係するところだけ見ますと「現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施実務については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等による業務のスリム化を進めるとともに、出先機関を経由せずに本省で直接対応することによる効率化も含めて検討すべきである。」という文章があり、注として、まさに現在、統計委員会で行っているこの議論を注視するとなっております。

その点、私の方から御報告申し上げました第4ワーキンググループで議論いたしました民間委託、あるいは民間事業者の活用に関する内容は、ある程度この地方分権改革推進委

員会の方針に沿うものだろうと思いますが、それも含めて、この点に十分応えられるような形の対応が必要ではないかと考えます。

とりあえず以上です。

竹内委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。出口さん、どうぞ。

出口委員 今、つらつら見ていたのですけれども、資料7の参考2の中にも統計情報の高度な利用の対応でIT化や情報処理技術の話に関する言及が大分あるので、一応、第4ワーキンググループの中で出てきている、R&DとかITでの統計の高度化に関する項目はどこかに入らないでしょうかという質問です。先ほど出てきた4つの項目の中にはそれらが入っていないように見えるのです。

内閣府統計委員会担当室長 第3の4の「統計の利活用面に係る事項」に2つ があるのですけれども「統計データ・アーカイブの整備など」の「など」で、言っています。

出口委員 R&DとかITの高度化とか、将来に向けてのいわゆる技術革新が進んでいくというようなところは、少し言葉に出る範囲で何か出た方が全体としてのメリハリもつくのではないかとということで、可能であれば「など」のブレークダウンを。

内閣府統計委員会担当室長 勿論、スケルトンのときにはすべての項目について盛り込みます。

竹内委員長 第4ワーキンググループ報告書の概要の中には、最後に「ITの利活用に関する研究開発」というものがあって、第4ワーキンググループ報告書の概要の項目がずっとそこに入って、最後だけおっしゃった感じですから、もともとは第4ワーキンググループの中にそのことの報告も一部入っているはずですから、それをくみ取っていただければいいかと思います。

廣松委員 第4ワーキンググループの報告書の概要としては、4の「ITの利活用に関する研究開発」というところで、その点も含めたつもりではありますので、そのように御理解いただければと思います。

竹内委員長 どうぞ。

農林水産省統計部 実査部局からで恐縮ですけれども、今、地方分権改革の話につきまして廣松先生から御指摘がありましたので一言だけコメントさせていただきたいと思えます。

農林水産省は、行政改革の歴史の中で大変厳しい対応、いつもいじめられておるわけですけれども、そんな中で私どもは地方分権改革推進委員会の今までの御議論を非常に懸念しております。御案内のとおり、私ども職員を向こう4年間で、今、半分の2年が終わっていますけれども、半分に減らすということで、全面的にアウトソーシングをしながら、民間委託を拡大しながらやっております。

まさにそういった改革の途上、むしろスタートだということでありましてけれども、そういった中で、今、廣松先生から御指摘いただきました民間委託の件につきまして精力的に御議論いただいたわけですけれども、実はその後に、これは私どもの省のことだと思いま

すけれども、「国の出先機関で相当規模の実施体制を持っている調査については独立行政法人化の可能性も検討」と、これは非常に大きなテーマでございまして、私どもからしますと突然の話で、非常に当惑しているものです。

先ほど言いましたように、今、大改革を始めたばかりで、その中で市場化テストも含めて、アウトソーシングを始める中で、いろんな支障が生じている。それを克服しつつ、また同時に農林統計の基幹となる、お米の生産やコストといったものについては、どうしても職員で対応しなければならない。そういった伝統的な統計がございまして、そういったことを考えていきますと、正確な統計をどういうふうにとっていくかといったことを一番心配しております。このワーキンググループの中でも、地方分権改革推進委員会の方とも情報交換されるとなっておりますし、これから基本計画本体の作成の御議論の際にも、統計の現場、実態をよく御理解いただいている先生方からも、是非この点について御議論いただきまして、位置づけていただければと思っております。

竹内委員長 今、ここで改めて御指摘いただいて、私もよくわからないのは「国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も考慮すべきである」という文章が出てきているのですが、私はこんなことは考えたこともなかったのですが、第4ワーキンググループの方では何かそういうことをお考えになったことはありますか。

廣松委員 いえ、私も、この「独立行政法人化」という言葉はこの地方分権改革推進委員会の中間報告書の中で初めて見たものですから、それに関しては、第4ワーキンググループとしては何も議論しておりません。

竹内委員長 こちらの会議の方では独立行政法人化というものは具体的にどんなことを考えておられるのですか。農林水産省関係のことを頭に想定してなのでしょうか。そのようにお考えですか。

農林水産省統計部 私どもの方から申し上げるのも変だと思うのですが、突然の記述で、非常に当惑しているのです。相当の規模を持っているというものは私どものことではないかと思えます。この議論は古くて新しい議論でもあると思えます。しかし、今、なぜこれがここに突然記述されているのか、非常に当惑しているということで先生方の御議論をお願いしたいということでございます。

竹内委員長 我々としても、やぶから棒にこういうことを言われても少し困ると言わざるを得ないような気もします。もし国の統計調査で相当規模の実施体制を持っている、その実施部分を独立行政法人としてやるということであれば、それはもっとまともに正面から考えなければならないことでもあります。そうすると、どういう性格になるのか、現在、独立行政法人である統計センターなどとは別の性格のものができるのか、など、いろいろな問題が起こってきますので、急にそんなことは議論のしようがないというのが私の正直な感じであります。

ですから、そこについては、当面は農水省の方で対応していただくという以上に、そう

踏み込んだことも我々としては議論できないのではないかという気がしているのです。また情勢が変わって、非常に具体的な提案が突きつけられた場合には、こちらとしても、それに賛成とか反対とか、いろいろやらなければいけないかもしれませんが、今のところ、急に独立行政法人化の検討と言われても、これはどうしようもないのではないのでしょうかという気がします。

総務省統計企画管理官 第1ワーキンググループの方では、実査の体制を議論していることもあって、この関係のところも議論しました。補足しますと、その関係では、今、農水省の方から発言があったように、これは地方分権改革推進委員会の方の意見として出されたものでありまして、農水省に限らず各省庁は地方分権改革推進委員会の提案に対して、回答を求められているという状況です。そういう意味では、行政ベースでは関係府省と地方分権改革推進委員会との間で、またこれからもやりとりが続いていくということです。

第1ワーキンググループの方では、この辺りについては、先ほどの概要にも少しありますし本体の方にも書いてありますけれども、現在、分権の動きも同時並行で進行中であり、なかなか先走ってどうこうということも難しいので、今後とも地方分権改革推進委員会の動きをよく見て、必要な情報交換をして、今後もそれに留意していくということです。第1ワーキンググループの方ではそのような議論をいたしました。

竹内委員長 美添さん。

美添委員 今、北田さんが言われたとおりで、報告書の21ページにあるとおり、これは地方の実査体制に密接に関連する問題です。地方分権改革推進委員会の審議に留意するとともに、必要に応じて委員会間で情報交換を図るという表現で留めたわけです。基本計画を書くときに地方分権改革推進委員会の議論の進み方次第では、実査体制、第3の「公的統計の整備を推進するために必要な事項」の中の「2 統計リソースの確保・有効活用等」の2番目の「実査体制（統計専任職員等）」となっていますが、ここが密接に絡むこととなります。そこで、具体的にどこかの組織が統計調査を分担するというのであれば、これに関してその時点でわかっている情報をできるだけ盛り込んで、実査体制が困らないような配慮を求めることが、今考えられる内容ではないかと思っています。

竹内委員長 舟岡さん、何かありますか。

舟岡委員 第1番目の「公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」において、今、問題になったようなことは、統計の有用性とか信頼性等にかかわる大変重要なところですから、基本的な方向を統計委員会として明確に打ち出すべきですし、それを受けて、整備を推進するためにどういうことが必要であるかが、第3の特に「統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用」と「実査体制」のところでも盛り込まれると良いのではないかと思います。地方分権改革推進委員会での議論はともかくとして、統計委員会としてこう考えるというものを基本的なスタンスとして明確に出すべきだろうと思います。

黒田臨時委員 今、舟岡さんのおっしゃったことは私も賛成で、先ほど農水省の方がおっしゃいましたように、統計委員会として統計の質をどう担保するかという重要な使命が

あるわけですから、その観点から考えたときに地方分権改革と違った意味で統計の質担保のためにはこうあるべきという意見は当然述べるべきだろうと思います。

ただ、それを述べても説得力がないといけないわけで、実際に片方で人数が非常に多いと思われる部分について、削減すれば費用的な意味での効率化は図れるかもしれないけれども、結果的に実査の質が落ちて長期的なコストはもっとかかるかもしれないということを、統計委員会としてはエビデンスを踏まえて主張することが重要で、そこをお互いに感情的なところだけで議論していても決着の着かないことなので、統計委員会としては、そういうことをきちんと踏まえて議論しているのだというスタンスを常に見せられるかどうかという点が、説得力を増すかどうかの勝負どころだと思います。

竹内委員長 地方分権改革推進委員会との関係では、地方制度そのものについては統計委員会の権限の範囲外ですから、そこは微妙なところがあって難しいと思います。基本的なスタンスは、統計の質を維持するために必要なことはやらなければいけないということ強調することだろうと思います。ですから、これは今後も様子を見守っていただくしかないのではないかと思います。

このことはもっといろいろあると思うのですが、ほかの問題点について何か御意見ございますか。どうぞ。

舟岡委員 本日は目次の構成について検討するということでしたので、それに関してですが、ここに掲げられていることで、報告書の内容やこれまで議論してきたことの大半が盛り込まれていると思います。記述例はあくまでも想定される事項の例ですので良いかと思いますが、見出しの表記は大見出しと整合するような表現にさせていただいた方がスッキリするかなと思います。例えば、第1の2の「公的統計に関する主な課題・問題点」が基本的な方針のところに出てくると多少違和感を覚えるとか、あるいは第3の4の「統計の利活用面に係る事項」は、恐らく利活用に関する基盤を整備するという趣旨で記述されることになるのだと思うので、それに整合するような見出しが適当かなと思います。

竹内委員長 ほかに何かございますか。

もし御意見がなければ、こういう形でだんだん基本計画の答申及び中間報告をまとめていただきたいと思います。タイムスケジュールは先ほどお見せしたとおりであります。

今日の委員会はそろそろ終わりにしたいのですが、最後に次回の日程について事務局から御連絡をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 先ほどお示したように、非常に会議の回数が限られていまして、実質的にはスケルトンの審議、中間報告の審議は2回となっていますので、事務局としては必要に応じて各委員の方々に個別に御意見を伺うということをしてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次回の日程は、統計委員会・基本計画部会合同開催で9月8日月曜日、午後3時から4号館11階第1特別会議室において開催いたします。詳細につきましては正式な開催通知でお知らせをいたしますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 では、これもちまして本日の会議は終了いたします。御多忙中、また大変暑いところ、どうもありがとうございました。